成長発展の基盤強化に著しく資する一定のものに限る。）の用に供した機械装置及び器具備品について、償却割合を一〇〇分の五〇（改正前一〇〇分の四〇）に、特別税額控除割合を一〇〇分の五（改正前一〇〇分の四）に、それぞれ引き上げる。

(2)　一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械等の取得価額の合計額の上限を八〇億円（改正前一〇〇億円）に引き下げる。

(五)　特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の五の二、第四二条の一二の三及び第六八条の一五の四関係）

(1)　対象設備を、認定経営革新等支援機関等が資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小企業者等の経営の改善に特に資することについて確認をした旨の記載がある経営改善指導助言書類に記載されたものに限定する。

(2)　適用対象となる中小企業者を右記㈢の制度の中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）とする。

(六)　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、適用対象となる中小企業者を右記㈢の制度の中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）とした上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の五の三、第四二条の一二の四及び第六八条の一五の五関係）

(七)　船舶の特別償却制度について、対象となる外航船舶につき、特定先進船舶（海上運送法の認定先進船舶導入等計画（先進船舶の導入に関するものに限る。）に記載された先進船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資する一定のものをいう。）を加えるとともに、償却割合を次のとおりとした。（租税特別措置法第一一条、第四三条及び第六八条の一六関係）

(1)　特定先進船舶
イ　日本船舶　一〇〇分の二〇
ロ　日本船舶以外のもの　一〇〇分の一八

(2)　特定先進船舶以外のもの
イ　日本船舶　一〇〇分の一七（改正前一〇〇分の一八）
ロ　日本船舶以外のもの　一〇〇分の一五（改正前一〇〇分の一六）

(八)　被災代替資産等の特別償却制度について、償却割合の上乗せ措置の対象となる中小企業者を右記㈢の制度の中小企業者とすることとした。（租税特別措置法第四三条の三及び第六八条の一八関係）

(九)　特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の創設

青色申告書を提出する事業者で中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又はこれに準ずる一定の法人であるもののうち中小企業等経営強化法の認定を受けた同法の中小企業者に該当するもの（以下「特定中小企業者等」という。）が、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日から平成三三年三月三一日までの間に、その認定に係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画（以下「認定事業継続力強化計画等」という。）に係る事業継続力強化設備等としてその認定事業継続力強化計画等に記載された機械装置及び器具備品並びに建物附属設備（一定の規模のものに限る。）の取得等をして、その特定中小企業者等の事業の用に供した場合には、その取得価額の一〇〇分の二〇相当額の特別償却ができることとした。（租税特別措置法第一一条の四、第四四条の二及び第六八条の二〇関係）

(一〇)　特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一二条、第四五条及び第六八条の二七関係）

(1)　半島振興対策実施地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置及び奄美群島に係る措置について、中小規模法人のうち適用除外事業者に該当するものにあっては、対象資産を新設又は増設により取得等をしたものに限定する。

(2)　振興山村に係る措置について、適用対象から中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除外する。

(一一)　医療用機器の特別償却制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一二条の二、第四五条の二及び第六八条の二九関係）

(1)　青色申告書を提出する事業者で医療保健業を営むものが、平成三一年四月一日から平成三三年三月三一日までの間に、器具備品（医療用の機械装置を含む。）及びソフトウエア（一定の規模のものに限る。）のうち、医療従事者の勤務時間の短縮その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるために必要な一定のものの取得等をして、その事業者の営む医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の一〇〇分の一五相当額の特別償却ができる。

(2)　青色申告書を提出する事業者で医療保健業を営むものが、平成三一年四月一日から平成三三年三月三一日までの間に、医療法の医療計画に係る構想区域等内において、病院用又は診療所用の建物等のうちその構想区域等に係る協議の場における協議に基づく病床の機能の分化及び連携の推進に係る一定のものの取得等をして、その事業者の営む医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の一〇〇分の八相当額の特別償却ができる。

(一二)　特定都市再生建築物等の割増償却制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一四条、第四七条の二及び第六八条の三五関係）

(1)　都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、都市再生緊急整備地域のうち特定都市再生緊急整備地域以外の地域内において行われる都市再生事業により整備される建築物の償却割合を一〇〇分の二五（改正前一〇〇分の三〇）に引き下げる。

(2)　雨水貯留利用施設に係る措置を除外する。

(一三)　土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外措置）の適用対象に、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定により行われた裁定に係る裁定申請書に記載された事業を行う事業者に対する次に掲げる土地等の譲渡（その裁定後に行われるものに限る。）で、その譲渡に係る土地等がその事業の用に供されるものを加えることとした。（租税特別措置法第六二条の三及び第六八条の六八関係）

(1)　その裁定申請書に記載された特定所有者不明土地又はその土地の上に存する権利

(2)　その裁定申請書に添付された事業計画書に係る計画に記載がされた特定所有者不明土地以外の土地又はその土地の上に存する権利（一定の事業に該当する場合におけるものを除く。）

(一四)　投資法人に係る課税の特例について、他の法人の発行済株式の総数等の一〇〇分の五〇以上を有していないこととの要件につき、投資法人が匿名組合契約等に基づく出資をしている場合には、次の割合のいずれもが一〇〇分の五〇以上でないこととの要件とすることとした。（租税特別措置法第六七条の一五関係）

(1)　投資法人が有している他の法人の株式の数等（匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の事業であってその匿名組合契約等の目的である事業に係る財産である当該他の法人の株式の数等のうち、その匿名組合契約等に基づく出資の金額に対応する部分の数等として一定の方法により計算した数等を含む。）が当該他の法人の発行済株式の総数等のうちに占める割合